

令和3年3月

伊那市議会定例会議案書

令和3年2月26日

令和3年3月伊那市議会定例会議案目次

議案第1号	専決処分の承認を求めることについて……………	4
議案第2号	請負契約の変更について……………	6
議案第3号	辺地に係る総合整備計画の変更について……………	7
議案第4号	財産（土地）の処分について……………	10
議案第5号	請負契約の変更について……………	11
議案第6号	伊那市記号式投票に関する条例を廃止する条例……………	12
議案第7号	伊那市選挙公報の発行に関する条例の一部を改正する条例……………	13
議案第8号	伊那市組織条例の一部を改正する条例……………	14
議案第9号	伊那市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する 基準を定める条例の一部を改正する条例……………	15
議案第10号	伊那市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 の一部を改正する条例……………	17
議案第11号	伊那市介護予防施設条例の一部を改正する条例……………	19
議案第12号	伊那市通所支援施設条例の一部を改正する条例……………	20
議案第13号	伊那市国民健康保険条例の一部を改正する条例……………	22
議案第14号	伊那市介護保険条例の一部を改正する条例……………	23
議案第15号	伊那市キャンプ場条例の一部を改正する条例……………	24
議案第16号	伊那市営住宅条例の一部を改正する条例……………	27
議案第17号	伊那市農業集落排水施設の設置等に関する条例及び伊那市水道事業 及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例……………	29
議案第18号	人権擁護委員候補者の推薦について……………	31
議案第19号	財産（建物）の譲与について……………	35
議案第20号	令和2年度伊那市一般会計第12回補正予算について……………	36
議案第21号	令和2年度伊那市国民健康保険特別会計第2回補正予算について……………	37
議案第22号	令和2年度伊那市国民健康保険直営診療所特別会計第2回補正予算 について……………	38
議案第23号	令和2年度伊那市後期高齢者医療特別会計第1回補正予算について……………	39
議案第24号	令和2年度伊那市介護保険特別会計第3回補正予算について……………	40

議案第25号	令和2年度伊那市公有財産管理活用事業特別会計第4回補正予算について……………	41
議案第26号	令和2年度伊那市水道事業会計第1回補正予算について……………	42
議案第27号	令和2年度伊那市下水道事業会計第2回補正予算について……………	43
議案第28号	令和2年度伊那市自動車運送事業会計第1回補正予算について……………	44
議案第29号	令和3年度伊那市一般会計予算について……………	45
議案第30号	令和3年度伊那市国民健康保険特別会計予算について……………	46
議案第31号	令和3年度伊那市国民健康保険直営診療所特別会計予算について……………	47
議案第32号	令和3年度伊那市後期高齢者医療特別会計予算について……………	48
議案第33号	令和3年度伊那市介護保険特別会計予算について……………	49
議案第34号	令和3年度伊那市営駐車場事業特別会計予算について……………	50
議案第35号	令和3年度伊那市公有財産管理活用事業特別会計予算について……………	51
議案第36号	令和3年度伊那市水道事業会計予算について……………	52
議案第37号	令和3年度伊那市下水道事業会計予算について……………	53
議案第38号	令和3年度伊那市自動車運送事業会計予算について……………	54

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 3 年 2 月 26 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

専 決 処 分 書

令和2年度伊那市一般会計第11回補正予算を、別冊のとおり専決処分する。

令和3年2月3日

伊那市長 白 鳥 孝

請負契約の変更について

令和 2 年 5 月 2 9 日付けで締結し、令和 2 年 1 2 月 1 8 日付けで変更した令和元年度 環状南線道路整備工事（小黒西 2 工区）請負契約について、下記のとおり変更するため、伊那市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 1 8 年伊那市条例第 4 7 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

記

契約金額

変更前	6 9 0 , 9 7 6 , 0 0 0 円
変更後	6 9 9 , 6 9 9 , 0 0 0 円

令和 3 年 2 月 2 6 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

令和 2 年 5 月 2 9 日付けで締結し、令和 2 年 1 2 月 1 8 日付けで変更した令和元年度 環状南線道路整備工事（小黒西 2 工区）請負契約について、工事内容の一部変更に伴い、契約金額を変更するため、提案するものであります。

辺地に係る総合整備計画の変更について

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 37 年法律第 88 号）第 3 条第 8 項の規定に基づき、別紙のとおり総合整備計画を変更することについて、議会の議決を求める。

令和 3 年 2 月 26 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

上新山地区における辺地に係る総合整備計画を変更するため、提案するものであります。

(別紙)

総合整備計画書

かみにいやま
長野県伊那市 上新山辺地
辺地の人口 342人 : 面積 9.3 Km²

1 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 上新山
- (2) 地域の中心の位置 伊那市富県 2449番地1
- (3) 辺地度点数 115点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

本辺地は、伊那市の東に位置し、三方を山に囲まれた標高600～1,000メートルの丘陵地に清らかな新山川が流れ、水と緑に囲まれた日本の原風景ともいえる自然が息づく山あいの集落である。本市では、2014年度（平成26年度）に本辺地を含む新山地区を「田舎暮らしモデル地域」の第1号として指定した。また、県内に4地区ある「移住者の受け込み支援に積極的に取り組むモデル地区」の一つとして、長野県の指定を受けている。

本辺地に隣接した北新区に立地する新山保育園は、入園希望者の減少により2009年度（平成21年度）から休園していたが、定住促進のための地域活動の成果が現れてきており、2014年度（平成26年度）に富県保育園の分園として再開した。しかし、現在の建物は、1963年度（昭和38年度）に建設され55年が経過した非耐震構造の施設であり、施設の老朽化が深刻な課題となっており、新たな園舎の整備が必要である。それに併せて、給食を一つの施設で調理するといった施設の合理的な運用を行うため、小学校の給食調理も行う共同給食調理場の整備を行うが、小学校へ給食を配送する車両の整備も必要である。

また、新山小学童クラブは、当初新山保育園内の一室を使用し、2014年度（平成26年度）に開設したが2016年度（平成28年度）に園児の増加のため、地区集落センターへ移転した。しかし、学校からの距離があるばかりでなく、地区集落センターは土砂災害危険区域に指定されており、児童の安全対策を講じる必要があることや、放課後子ども教室（学習支援）事業と放課後児童クラブ（学童クラブ）事業を同一施設内において実施することなどから、通所児童の安全面や衛生面等の向上を図るため、整備を行う必要がある。

本辺地には、体験交流施設「ふるさと体験館」や、46種類のトンボが飛び交う「トンボの楽園」など、恵まれた自然条件を活かした観光資源が多く点在しているが、新築時の仕様が時代に合わなくなってきたことや施設の老朽化等の理由から、十分に活用できていない状況がある。地域住民による活発な移住・定住促進の活動

が展開されている本辺地においては、来訪者や移住希望者と地域住民との交流を深めるため、時代のニーズに沿った新しい付加価値を有する体験交流施設の整備を行う必要がある。

さらに、体験交流施設周辺の市道は、狭く、屈曲した箇所が多く、路面の整備も遅れていることから、地域住民の安全で安心な生活環境や来訪者の利便性を図るため、計画的に道路環境を整備していく必要がある。

3 公共的施設の整備計画

2019年度（令和元年度）から2023年度（令和5年度）まで5年間

（単位：千円）

施設名	区分 事業 主体名	事業費	財源内訳		一般財源の うち辺地対 策事業債の 予定額
			特定財源	一般財源	
新山保育園建設事業	伊那市	<u>537,900</u>	<u>256,000</u>	<u>281,900</u>	<u>135,900</u>
新山給食配送 車両整備事業	伊那市	<u>8,000</u>	<u>0</u>	<u>8,000</u>	<u>4,000</u>
新山小学童ク ラブ整備事業	伊那市	<u>46,000</u>	<u>26,000</u>	<u>20,000</u>	<u>11,400</u>
ふるさと体験 館改修事業	伊那市	6,000	0	6,000	6,000
トンボの楽園 環境整備事業	伊那市	3,000	0	3,000	3,000
道路改良事業 （市道西の平 和手線ほか）	伊那市	76,800	0	76,800	76,800
合 計		<u>677,700</u>	<u>282,000</u>	<u>395,700</u>	<u>237,100</u>

財産（土地）の処分について

下記のとおり財産（土地）を売却することについて、伊那市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年伊那市条例第47号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | | |
|---|------|--|
| 1 | 地番 | 伊那市野底8375番3 |
| 2 | 地目 | 雑種地 |
| 3 | 地積 | 5,730.11平方メートル |
| 4 | 売却価格 | 71,053,364円（1平方メートル当たり12,400円） |
| 5 | 相手方 | 岐阜県加茂郡川辺町比久見445番6
株式会社テクノプレニードヒダ
代表取締役 肥田 彰吾 |

令和3年2月26日提出

伊那市長 白鳥 孝

（提案理由）

六道原工業団地産業用地の一部を売却するため、提案するものであります。

請負契約の変更について

令和 2 年 3 月 1 6 日付けで締結した伊那インター工業団地第二期拡張事業 B 区画整備工事請負契約について、下記のとおり変更するため、伊那市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 1 8 年伊那市条例第 4 7 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

記

契約金額

変更前	1 9 7 , 8 1 3 , 0 0 0 円
変更後	1 3 9 , 8 8 7 , 0 0 0 円

令和 3 年 2 月 2 6 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

令和 2 年 3 月 1 6 日付けで締結した伊那インター工業団地第二期拡張事業 B 区画整備工事請負契約について、工事内容の一部変更に伴い、契約金額等を変更するため、提案するものであります。

伊那市記号式投票に関する条例を廃止する条例

伊那市記号式投票に関する条例（平成 1 8 年伊那市条例第 8 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 3 年 2 月 2 6 日 提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

伊那市長選挙及び伊那市長選挙と同時に行われる伊那市議会議員補欠選挙における記号式投票を廃止することに伴い、自書式投票に統一するため、提案するものであります。

伊那市選挙公報の発行に関する条例の一部を改正する条例

伊那市選挙公報の発行に関する条例（平成 18 年伊那市条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「政見」の次に「、写真」を加える。

第 3 条中「政見」の次に「、写真」を加え、「1 通」を「及び写真」に改める。

第 4 条第 2 項中「政見」の次に「、写真」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、同日以後その期日を告示される選挙から適用する。

令和 3 年 2 月 26 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律（令和元年法律第 1 号）の施行に伴い、所要の改正を行うため、提案するものであります。

伊那市組織条例の一部を改正する条例

伊那市組織条例（平成 18 年伊那市条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条企画部の項第 1 号中「並びに人権及び男女共同参画」を削り、同条文化スポーツ部の項中第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 人権及び男女共同参画に関すること。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

令和 3 年 2 月 26 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

(提案理由)

令和 3 年 4 月 1 日付けの組織機構の改編に伴い、所要の改正を行うため、提案する
ものであります。

伊那市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例

伊那市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年伊那市条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 42 条第 4 項中「特定地域型保育事業者による第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき」を「次のいずれかに該当するとき」に、「同号」を「第 1 項第 3 号」に改め、同項に次の 2 号を加える。

- (1) 市長が、児童福祉法第 24 条第 3 項の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満 3 歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満 3 歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。
- (2) 特定地域型保育事業者による第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

第 42 条第 5 項中「前項」の次に「（第 2 号に係る部分に限る。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 3 年 2 月 26 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

(提案理由)

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和２年内閣府令第３３号）の施行に伴い、所要の改正を行うため、提案するものであります。

伊那市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

伊那市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年伊那市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第7条第4項中「家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき」を「次のいずれかに該当するとき」に、「同号」を「第1項第3号」に改め、同項に次の2号を加える。

- (1) 市長が、法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。
- (2) 家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が、著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

第7条第5項中「前項」の次に「（第2号に該当する場合に限る。）」を加える。

第38条第4号中「母子及び」を「母子及び父子並びに」に、「第4項」を「第5項」に改め、「従事する場合」の次に「又は保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和3年2月26日提出

伊那市長 白 鳥 孝

(提案理由)

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（令和２年厚生労働省令第４０号）の施行に伴い、所要の改正を行うため、提案するものであります。

伊那市介護予防施設条例の一部を改正する条例

伊那市介護予防施設条例（平成 2 2 年伊那市条例第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中

「

渡場いきいき交流施設	伊那市東春近 1 2 7 6 番地 2
室町いきいき交流施設	伊那市荒井 3 6 8 5 番地 1

」を

「

室町いきいき交流施設	伊那市荒井 3 6 8 5 番地 1
------------	--------------------

」に

改める。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

令和 3 年 2 月 2 6 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

渡場いきいき交流施設を渡場区へ譲与するため、提案するものであります。

伊那市通所支援施設条例の一部を改正する条例

伊那市通所支援施設条例（平成 25 年伊那市条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

伊那市児童発達支援センター条例

第 1 条中「伊那市通所支援施設（以下「通所支援施設」を「伊那市児童発達支援センター（以下「センター」に改める。

第 2 条中「通所支援施設」を「センター」に、「小鳩園」を「児童発達支援センター 小鳩園」に改める。

第 3 条各号列記以外の部分中「通所支援施設」を「センター」に改め、同条第 1 号中「第 6 条の 2」を「第 6 条の 2 の 2」に改め、同条第 2 号中「第 6 条の 2 第 4 項」を「第 6 条の 2 の 2 第 6 項」に、「放課後等デイサービス」を「保育所等訪問支援」に改め、同条第 3 号中「第 6 条の 2 第 6 項」を「第 6 条の 2 の 2 第 7 項」に改める。

第 4 条、第 5 条及び第 6 条第 1 項中「通所支援施設」を「センター」に改める。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

令和 3 年 2 月 26 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

(提案理由)

小鳩園を児童発達支援センターにすることに伴い、所要の改正を行うため、提案するものであります。

伊那市国民健康保険条例の一部を改正する条例

伊那市国民健康保険条例（平成 18 年伊那市条例第 106 号）の一部を次のように改正する。

附則第 5 項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）附則第 1 条の 2 に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という）」を「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 3 年 2 月 26 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 5 号）の施行に伴い、所要の改正を行うため、提案するものであります。

伊那市介護保険条例の一部を改正する条例

伊那市介護保険条例（平成 18 年伊那市条例第 109 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 項から第 5 項までの規定中「平成 30 年度から令和 2 年度」を「令和 3 年度から令和 5 年度」に改め、同条第 6 項から第 8 項までの規定中「令和元年度から令和 2 年度」を「令和 3 年度から令和 5 年度」に改める。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

令和 3 年 2 月 26 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

第 8 期介護保険事業計画（令和 3 年度から令和 5 年度まで）に基づき、介護保険の保険料率に係る期間を改定するため、提案するものであります。

伊那市キャンプ場条例の一部を改正する条例

伊那市キャンプ場条例（平成18年伊那市条例第251号）の一部を次のように改正する。

別表(1)の表中

「

キャビン	宿泊使用	1棟（8人用）	12,900円
	日帰り使用	1棟（8人用）1時間	1,600円
	環境保全費	1人1回	200円
オートキャンプサイト	宿泊使用	1サイト	3,200円
	日帰り使用	1サイト1時間	300円
	環境保全費	1人1回	200円
テントサイト	宿泊使用	1サイト	1,050円
	日帰り使用	1サイト	780円
	環境保全費	1人1回	200円
ペットサイト	宿泊使用	1サイト	4,500円
	日帰り使用	1サイト1時間	400円
	環境保全費	1人1回	200円

」を

「

キャビン	宿泊使用	1棟（8人用）	15,000円
	日帰り使用	1棟（8人用）1時間	1,600円
	環境保全費	1人1回	200円
オートキャンプサイト	宿泊使用	1サイト	5,000円
	日帰り使用	1サイト1時間	300円
	環境保全費	1人1回	200円
テントサイト	宿泊使用	1サイト	3,000円
	日帰り使用	1サイト	1,000円
	環境保全費	1人1回	200円
ペットサイト	宿泊使用	1サイト	6,000円
	日帰り使用	1サイト1時間	400円
	環境保全費	1人1回	200円

」に

改める。

別表(2)の表中

「

テントサイト	宿泊使用	1人	300円
	日帰り使用	1人	300円

」を

「

テントサイト	宿泊使用	1サイト	2,000円
	日帰り使用	1サイト	700円
フリーサイト	宿泊使用	一般（中学生以上）1人	1,000円
		小学生及び幼児（3歳以上）1人	500円
	日帰り使用	一般（中学生以上）1人	500円
		小学生及び幼児（3歳以上）1人	300円
貸切り（団体に 限る。）	宿泊使用		56,000円
	日帰り使用		25,600円

」に

改める。

別表(3)の表中「テントサイト」を「フリーサイト」に改める。

別表備考中「150円」を「300円」に改め、「400円」の次に「、フリーサイト100円、貸切り6,000円」を加え、「5月、7月及び8月」を「指定管理者が定めて市長が承認した日」に、「新宿区夏期施設利用料金については、市長が別に定める」を「を営利又は営業のために貸切り使用する場合の利用料金の額は、表に定める利用料金の額に100分の200を乗じて得た額とする」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係るものから適用し、同日前の使用に係るものについては、なお従前の例による。

令和3年2月26日提出

伊那市長 白鳥 孝

(提案理由)

キャンプ場の利用料金等を改定するため、提案するものであります。

伊那市営住宅条例の一部を改正する条例

伊那市営住宅条例（平成18年伊那市条例第149号）の一部を次のように改正する。

附則第5項中「令和3年3月」を「令和6年3月」に改める。

別表第1中

「

伊那市西箕輪7200番地34	簡平	31.57	昭和39年度	28戸
伊那市西箕輪7200番地34	簡平	33.71	昭和40年度	8戸
伊那市西箕輪7200番地27	簡平	33.71	昭和41年度	16戸

」を

「

伊那市西箕輪7200番地34	簡平	31.57	昭和39年度	20戸
伊那市西箕輪7200番地27	簡平	33.71	昭和41年度	8戸

」に、

「

伊那市若宮7317番地	簡平	33.71	昭和44年度	36戸
-------------	----	-------	--------	-----

」を

「

伊那市若宮7317番地	簡平	33.71	昭和44年度	32戸
-------------	----	-------	--------	-----

」に、

「

伊那市若宮7312番地	簡平	54.10	昭和53年度	6戸
-------------	----	-------	--------	----

」を

「

伊那市若宮7312番地	簡平	54.10	昭和53年度	4戸
-------------	----	-------	--------	----

」に

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和3年2月26日提出

伊那市長 白鳥 孝

(提案理由)

公営住宅以外のその他の住宅の家賃の特例期間を延長するとともに、住宅の一部を廃止するため、提案するものであります。

伊那市農業集落排水施設の設置等に関する条例及び伊那市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

(伊那市農業集落排水施設の設置等に関する条例の一部改正)

第 1 条 伊那市農業集落排水施設の設置等に関する条例（平成 18 年伊那市条例第 158 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の表中

「

伊那市西春近小出南部地区農業集落排水施設	西春近小出南部浄化センター	伊那市西春近 3756 番地	小出三区の地域
伊那市西春近小出北部地区農業集落排水施設	西春近小出北部浄化センター	伊那市西春近 135 番地	小出一区及び小出二区の一部の区域

」を

「

伊那市西春近小出北部地区農業集落排水施設	西春近小出北部浄化センター	伊那市西春近 135 番地	小出一区及び小出二区の一部の区域
----------------------	---------------	---------------	------------------

」に

改める。

別表第 2 中

「

伊那市西春近小出南部地区農業集落排水施設	502,000 円
伊那市西春近小出北部地区農業集落排水施設	459,000 円

」を

「

伊那市西春近小出北部地区農業集落排水施設	459,000 円
----------------------	-----------

」に

改める。

(伊那市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第 2 条 伊那市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（平成 18 年伊那市条例第 203 号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項第1号イ中「27,780人」を「27,070人」に改め、同号エ中「15,330立方メートル」を「13,490立方メートル」に改め、同項第2号イ中「19,480人」を「19,080人」に改め、同号ウ中「762.88ヘクタール」を「787.28ヘクタール」に改め、同号エ中「4,410立方メートル」を「4,480立方メートル」に改め、同項第3号イ中「3,320人」を「3,090人」に改め、同号エ中「2,320立方メートル」を「1,870立方メートル」に改め、同項第4号イ中「910人」を「790人」に改め、同項第5号イ中「17,655人」を「16,955人」に改め、同号ウ中「531.15ヘクタール」を「507.15ヘクタール」に改め、同号エ中「5,687立方メートル」を「5,456立方メートル」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

令和3年2月26日提出

伊那市長 白 鳥 孝

(提案理由)

西春近小出南部地区の農業集落排水事業を伊那特定環境保全公共下水道事業に統合等するため、提案するものであります。

人権擁護委員候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員の候補者に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

記

氏名	生年月日	住所	備考
荒木 貴子	昭和36年 5月29日	長野県伊那市西町4909番地	新任
本郷 要	昭和28年10月14日	長野県伊那市手良野口268番地	再任
酒井 謙一	昭和34年 7月19日	長野県伊那市東春近2321番地	新任

令和3年2月26日提出

伊那市長 白鳥 孝

（提案理由）

平澤光子委員、本郷要委員及び井上康良委員が令和3年6月30日をもって任期満了となることに伴い、上記の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、提案するものであります。

なお、委員の任期は3年、略歴は別紙のとおりであります。

略 歴

あら き たか こ
荒 木 貴 子

昭和36年5月29日生（満59歳）

本 籍 長野県伊那市西町4909番地

住 所 長野県伊那市西町4909番地

最 終 学 歴

昭和59年 3月 跡見学園女子大学英文科卒業

職 歴

自 昭和59年 4月
至 昭和59年12月 株式会社タカキュー

自 昭和61年 9月
至 昭和63年10月 社団法人才能教育研究会

公 職 歴

自 平成21年 4月
至 平成22年 3月 伊那市立伊那小学校PTA副会長

自 令和 元年 4月
至 現 在 西町区春日町第二総代

略 歴

ほん ほんごう かなめ
本 郷 要

昭和28年10月14日生（満67歳）

本 籍 長野県伊那市手良野口268番地

住 所 長野県伊那市手良野口268番地

最 終 学 歴

昭和53年 3月 中央大学文学部卒業

職 歴

自 昭和53年 4月
至 昭和58年 8月 伊那農業協同組合

自 昭和58年10月
至 平成 3年11月 ユニバーサルソフトウェア株式会社

自 平成 4年 1月
至 平成 5年 8月 株式会社スワデータシステム

自 平成 5年 9月
至 現 在 プライムソフト（自営業）

公 職 歴

自 平成30年 7月
至 現 在 人権擁護委員

自 令和 2年 4月
至 現 在 手良野口区副区長

略 歴

さか い けん いち
酒 井 謙 一

昭和34年7月19日生（満61歳）

本 籍 長野県伊那市東春近2321番地

住 所 長野県伊那市東春近2321番地

最 終 学 歴

昭和57年 3月 東京電機大学理工学部卒業

職 歴

自	昭和57年	4月	山ノ内町立山ノ内中学校教諭
至	昭和60年	3月	
自	昭和60年	4月	長野県内中学校教諭
至	平成13年	3月	
自	平成13年	4月	長野県総合教育センター生徒指導専門教員
至	平成13年	9月	
自	平成13年	10月	辰野町立辰野中学校教諭
至	平成23年	3月	
自	平成23年	4月	須坂市立相森中学校教頭
至	平成25年	3月	
自	平成25年	4月	伊那市立春富中学校教頭
至	平成28年	3月	
自	平成28年	4月	伊那市立長谷小学校校長
至	令和 2年	3月	
自	令和 2年	4月	伊那市教育委員会生涯学習課社会教育指導員
至	現	在	

財産（建物）の譲与について

下記のとおり建物を譲与することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 譲与する建物
 - (1) 所在地 伊那市東春近1276番地2
 - (2) 名称 渡場いきいき交流施設
 - (3) 構造規模 木造平屋建て
209.92平方メートル
 - (4) その他 建物に付帯する備品等
- 2 譲与する相手先 伊那市東春近1276番地2
渡場区
区長 下平 義秀
- 3 譲与する日 令和3年4月1日

令和3年2月26日提出

伊那市長 白鳥 孝

（提案理由）

渡場いきいき交流施設を渡場区へ譲与するため、提案するものであります。

令和2年度伊那市一般会計第12回補正予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和2年度伊那市一般会計第12回補正予算を、別冊のとおり提出する。

令和3年2月26日提出

伊那市長 白鳥 孝

令和 2 年度伊那市国民健康保険特別会計第 2 回補正予算について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 8 条第 1 項の規定により、令和 2 年度伊那市国民健康保険特別会計第 2 回補正予算を、別冊のとおり提出する。

令和 3 年 2 月 2 6 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

令和 2 年度伊那市国民健康保険直営診療所特別会計第 2 回補正予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、令和 2 年度伊那市国民健康保険直営診療所特別会計第 2 回補正予算を、別冊のとおり提出する。

令和 3 年 2 月 26 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

令和 2 年度伊那市後期高齢者医療特別会計第 1 回補正予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、令和 2 年度伊那市後期高齢者医療特別会計第 1 回補正予算を、別冊のとおり提出する。

令和 3 年 2 月 26 日提出

伊那市長 白鳥 孝

令和 2 年度伊那市介護保険特別会計第 3 回補正予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、令和 2 年度伊那市介護保険特別会計第 3 回補正予算を、別冊のとおり提出する。

令和 3 年 2 月 26 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

令和 2 年度伊那市公有財産管理活用事業特別会計第 4 回補正予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、令和 2 年度伊那市公有財産管理活用事業特別会計第 4 回補正予算を、別冊のとおり提出する。

令和 3 年 2 月 26 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

令和 2 年度伊那市水道事業会計第 1 回補正予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、令和 2 年度伊那市水道事業会計第 1 回補正予算を、別冊のとおり提出する。

令和 3 年 2 月 26 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

令和 2 年度伊那市下水道事業会計第 2 回補正予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、令和 2 年度伊那市下水道事業会計第 2 回補正予算を、別冊のとおり提出する。

令和 3 年 2 月 26 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

令和 2 年度伊那市自動車運送事業会計第 1 回補正予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、令和 2 年度伊那市自動車運送事業会計第 1 回補正予算を、別冊のとおり提出する。

令和 3 年 2 月 26 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

令和 3 年度伊那市一般会計予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 211 条第 1 項の規定により、令和 3 年度伊那市一般会計予算を、別冊のとおり提出する。

令和 3 年 2 月 26 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

令和 3 年度伊那市国民健康保険特別会計予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 211 条第 1 項の規定により、令和 3 年度伊那市国民健康保険特別会計予算を、別冊のとおり提出する。

令和 3 年 2 月 26 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

令和 3 年度伊那市国民健康保険直営診療所特別会計予算について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 1 条第 1 項の規定により、令和 3 年度伊那市国民健康保険直営診療所特別会計予算を、別冊のとおり提出する。

令和 3 年 2 月 2 6 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

令和 3 年度伊那市後期高齢者医療特別会計予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 211 条第 1 項の規定により、令和 3 年度伊那市後期高齢者医療特別会計予算を、別冊のとおり提出する。

令和 3 年 2 月 26 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

令和 3 年度伊那市介護保険特別会計予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 211 条第 1 項の規定により、令和 3 年度伊那市介護保険特別会計予算を、別冊のとおり提出する。

令和 3 年 2 月 26 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

令和 3 年度伊那市営駐車場事業特別会計予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 211 条第 1 項の規定により、令和 3 年度伊那市営駐車場事業特別会計予算を、別冊のとおり提出する。

令和 3 年 2 月 26 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

令和 3 年度伊那市公有財産管理活用事業特別会計予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 211 条第 1 項の規定により、令和 3 年度伊那市公有財産管理活用事業特別会計予算を、別冊のとおり提出する。

令和 3 年 2 月 26 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

令和 3 年度伊那市水道事業会計予算について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 24 条第 2 項の規定により、令和 3 年度伊那市水道事業会計予算を、別冊のとおり提出する。

令和 3 年 2 月 26 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

令和 3 年度伊那市下水道事業会計予算について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 24 条第 2 項の規定により、令和 3 年度伊那市下水道事業会計予算を、別冊のとおり提出する。

令和 3 年 2 月 26 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

令和 3 年度伊那市自動車運送事業会計予算について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 24 条第 2 項の規定により、令和 3 年度伊那市自動車運送事業会計予算を、別冊のとおり提出する。

令和 3 年 2 月 26 日提出

伊那市長 白 鳥 孝